

抜粋

コミュニティ施設のあり方と 利用促進に関する意見書

平成 21 年 2 月

コミュニティ施設利用促進検討懇談会

はじめに

札幌市が平成 15 年度の地方自治法改正を受けて、区民センター等のコミュニティ施設をはじめとする「公の施設」（地方自治法第 244 条）の運営・管理に指定管理者制度を平成 18 年 4 月に一斉導入してから 2 年が経過しました。

平成 19 年度には「市民が主役のまちづくり」を掲げた「札幌市自治基本条例」が施行され、本意見書でも述べるように、平成 20 年 4 月に開設された清田区里塚美しが丘地区センターではコミュニティ施設運営への住民参加の新たな取り組みが行われています。

全道に目を転じると、同様の先進事例である砂川市地域交流センター「ゆう」では住民 N P O による指定管理者とアートコーディネーターとの連携が行なわれており、全国においても更なる地方分権を求める声が高まり、地域自らが地域のあり方を考え作り上げることが問われています。

このような中、本懇談会では平成 22 年度からの指定管理者の一斉更新を踏まえた「札幌市区民センター条例」の改正に向けて、より多くの市民に利用されるよう望ましいコミュニティ施設のあり方について検討を行いました。

地域において、これからの「市民」という言葉は、「行政」や「官」の対語ではありません。そもそも「公共」を意味する「Public」の原語が「People」と同意であったように、「官か民か」「運営者か利用者か」ではなく、公共の場はその地に住まう地域住民がつくるものではないでしょうか。

本懇談会では、そうした基本的な考え方のもと、地域で活躍している委員の参加により、条例改正に向けた意見にとどまらず、日々の実体験に基づいた実践的な企画アイデア、施設や地域のあり方まで、幅広い議論がなされました。

それらを凝縮した本意見書は、施設の運営のあり方やコミュニティ活動について考え、実践する際の拠り所やヒントとして、利用者である住民とコミュニティ施設関係者の皆様に、今日、明日からでも活用していただけるものと考えますので、ぜひご参考にしていただきたいと思います。

平成 21 年 2 月 3 日

コミュニティ施設利用促進検討懇談会
座長 鈴木 克典

Ⅱ 利用促進に向けた検討について

1 コミュニティ施設の望ましいあり方

本懇談会では、コミュニティ施設について検討するベースとして、まず「場のあり方」を検討しました。

地域にはさまざまな活動をしている団体や個人が存在します。それぞれ個別のテーマや問題認識を持って活動しており、共通したテーマ・問題認識を持たない団体、個人が関係を持つことは少なくなりがちです。

まちづくりの課題やテーマが高度化・複雑化する中、それらに対して個々の団体や個人だけでは力が限られる場合も多く発生します。そのような場合、課題・テーマに対してすでに経験があったり、専門性を持った他の団体・個人と連携し足りない部分を補うことで効率的に対処することが可能です。

また、いくつかの団体・個人が協働することで、思いもかけなかったような力を発揮したり、地域をさらに魅力的にする取り組みが創出される、という効果があります。

地域における団体・個人の協働を促進し、住民自身によるまちづくり活性化のために、コミュニティ施設は以下のような場所であるべきです。（17 ページ 図1 参照）

1-1. 地域コミュニティの核、まちづくりの中心になる場

地域の団体・個人がお互いに関わりを持つためには、常に存在する「核」が必要です。コミュニティ施設には、単なる「貸室」ととどまるのではなく、その「核」＝「まちづくりの中心」となることが求められます。後述しますが、そのためには、コミュニティ施設の運営に団体・個人が関わることも必要です。

- ①まちづくりに興味を持つきっかけになる場
- ②地域のコミュニティづくり・連携づくりの場
- ③地域の人材育成の場

1-2. 気楽にくつろげる、話せる、交流の場

コミュニティ施設には、パブリックスペース（公共の場）、交流の場として、気軽に立ち寄り、くつろいで、地域の人々が話し合える雰囲気が必要です。具体的には以下のような場であるべきです。

- ①訪れるとほっとして、くつろげる場
- ②誰かと気楽に交流できる場
- ③多世代と交流できる場
- ④近所づきあいの場
- ⑤ユニバーサルデザインがなされた場

1-3. 何かが見つかる！情報発信・受信・発見の場

地域に対して、施設利用に関する情報を発信するだけでなく、地域内で活動している団体・サークルの情報や各種行事・イベント等の情報を収集・整理して発信する機能を持つことで、新たな発見や取り組み、住民・団体間のネットワークを生み出すことができます。以下のようなあり方が望まれます。

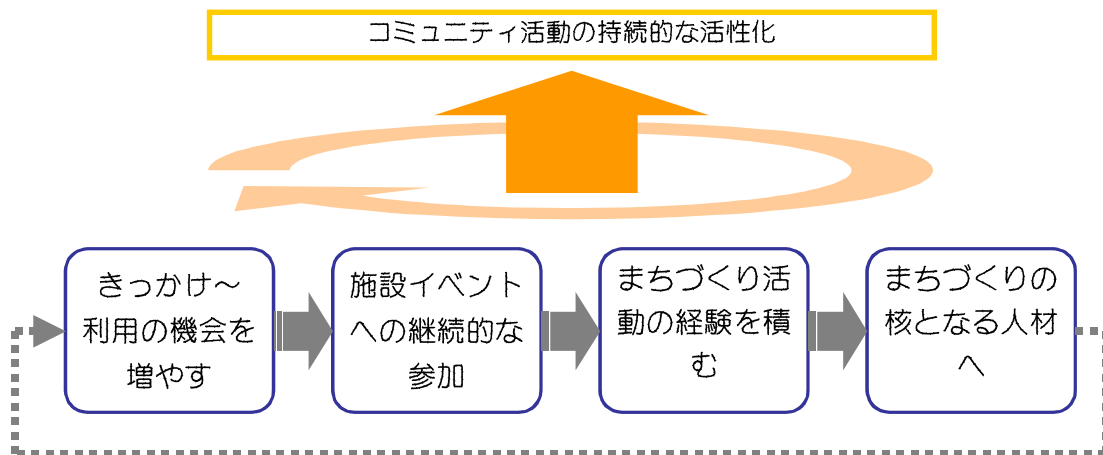
- ①訪れると何らかの情報が得られる場
- ②活動の情報発信ができる場
- ③立ち寄ると「何か」が行われ、「何か」に参加することができる場

2 コミュニティ施設における参加と取り組み

懇談会では「場のあり方」の次に「コミュニティ施設における取り組み」について検討しました。その中で「地域住民のコミュニティ活動参加のフロー（流れ）」が見えてきました。

コミュニティ施設を核にまちづくり活動を活性化するためには、住民の地域活動参加のフロー（流れ）をイメージして取り組みを実施することが有効です。

まちづくり活動に触れることから始まり次第に活動への参加を深めていった住民は、活動を導く「新たな地域のコーディネーター」となっていきます。そして、地域のコーディネーターとなった住民の参加のもとで行われる活動が、さらに別の住民の活動に触れる機会を提供する。この流れがスパイラルアップ（らせん状に上昇）していくことで、コミュニティ活動は持続的に活性化し拡大していきます。（17 ページ 図 1 参照）



2-1. きっかけ～利用する機会を増やす

第1段階は、今までコミュニティ活動に興味がなかった住民が活動に参加するきっかけをつかむ段階です。まず、気軽に参加できる企画や施設を利用する機会を多数設けるなど「仕掛けるネタが豊富」である必要があります。また、利用しやすい施設であることを広報することも必要です。

そのあり方、具体的なアイデアとして以下のようなものが挙げられます。

①利用増が望まれる働き盛り世代の参加を促す仕組み

②多世代の参加・交流につながる企画

例) おじさんバンドによるライブコンサート

気軽にお茶が飲めたり、お菓子を食べたりしながら、過ごせる場の提供
高齢者による施設内の子どもの見守り

③コミュニティ施設に立ち寄ってもらう企画

例) コミュニティ施設と景観の良い場所・道をつないだウォークラリー・スタンプラリー
地域住民がつくった菓子やクラフトの展示や販売

④立ち寄り参加が可能な企画・イベント

例) 地域の文化祭、子どもの作品展示

⑤公募企画を通じて、応募者の気軽な参加を促す。

例) 地域住民からウォークラリーのコースや施設愛称、市民講座企画、まちづくり企画の提案を募集

⑥申込方法・システムの改善

例) インターネットの利用申込システム、操作方法説明（ヘルプ）をもっと使いやすくする

⑦施設の使い方をより具体的に案内する

例) 子どもを持つお母さんの気軽な会合に使える場所であることを広報

※この他に、もっと使いやすく、気軽に利用できるように、後述する「5. 条例関係事項の見直し」のところで検討した、料金体系及び申込方法の改善、利用制限の緩和も必要です。

2-2. 施設イベントへの継続的な参加を促す

第2段階は、企画に続けて参加することにより、参加者同士や、活動実施者との交流につながる段階です。そのためには以下の取り組みが必要と考えました。

①活動団体や企画者との交流が促進される企画

例) 地域のコミュニティ活動展覧会、文化祭（文化活動や作品の展示）

②同世代間やボランティアとの交流を促す企画～子どもを交えた企画が有効

例) 託児つきの連続講座、子育てをテーマにしたイベント

③企画やイベントへの継続的な参加呼びかけ

例) 参加者への定期的なニュースレター、メールマガジンの送付

2-3. まちづくり活動の経験を積む

第3段階は、地域住民がコミュニティ活動に参加する側から、企画づくり・運営など「つくる側」として関わり、まちづくり活動の経験を積む段階です。「つくる側」として参加することにより、参加者は達成感や人の役にたつ喜びを知ることができます。

イベントなどの参加者から意欲的な人を掘り起こしたり、ネットワークを促進する以下のような企画・仕組みが必要と考えました。

①「できるときにできることを」を可能にする仕組み

例) 「ちょボラ」（ちょっとしたボランティア）登録制度

②新たな「つくる側」参加者を受け入れられる体制

例) 住民有志が参加するワークショップを交えた企画出しミーティング

③企画実施団体間の連携による地域イベント開催→出展団体間の出会いによる新たな取り組み創発

例) まちづくり文化祭、清掃イベント、交通安全キャンペーン

④企画提案プロポーザルを公募し、更なる活動を促す

例) 地域住民、住民団体がまちづくりに関する企画を作成し応募

2-4. まちづくりの核となる人材づくり

「つくる側」として経験を積み、ネットワークを広げた住民は、暮らしやすいまちを主体的に考え行動する「まちづくりの核となる人材」へと成長していきます。

一方、地域の中には、まちづくりへのモチベーション（意欲）の高い人が既に存在

しています。こうした人材同士が出会える、気軽な交流の場やネットワークの仕組みを設けることで、さらにまちづくりの大きな力になります。後述しますが、そこに地域外の専門家、アドバイザー、コーディネーターが加わることで、さらに効果的になります。

①地域の課題について検討する場を設ける

例) 身近な生活課題について検討する会議・茶話会

②まちづくりのコーディネーター、プロデューサー的存在と交流する機会を持つ

例) まちづくり入門講座の受講

③他地域や他分野とのネットワークを広げるための取り組み

例) 市内コミュニティ施設利用者／運営者による懇談会・情報交換会

3

コミュニティ施設における取り組みを効果的なものにするために

上述した取り組みを効果的なものにし、さらに発展させていくためには他地域の取り組み事例を参考にしたり、外部の知見を取り入れることが重要です。そのために下記のことが望まれます。(17 ページ 図 1 参照)

3-1. コミュニティ施設間の情報交換

コミュニティ施設同士が、定期的に他施設での取り組み事例について情報交換したり、協働事業について検討する場を設けるべきです。それは後述するように「住民自ら運営を担う」という観点からも、運営者に限るのではなく、利用者也交えた場として設けることが望ましい。

3-2. 外部の専門家、アドバイザー、コーディネーターの活用

上述したコミュニティ施設で実施する取り組みをより良いものにするために、外部の学識者や大学・専門学校等の教育機関、NPO、企業等の専門家の知見・経験を積極的に活用すべきです。以下のような活用が考えられます。

- ①施設の運営に関する助言・コーディネート
- ②会議・ワークショップ等のファシリテート
- ③講座等の企画・運営、講師
- ④まちづくり人材の育成

3-3. 人材登録制度の活用

行政や他団体がもつ人材登録制度と連携した、コミュニティ活動に関する人材情報提供の仕組みづくりが必要です。人材の発掘が容易になることで、コミュニティ施設や施設関係者、専門家・アドバイザー・コーディネーターとの交流がさらに促進されます。

4 コミュニティ施設利用促進のために望ましい住民参画の仕組み

懇談会では、「コミュニティ施設における取り組み」の次に、取り組みの実現に向けて必要な「仕組み」を検討しました。

コミュニティ施設はまず、地域住民にとって「使いやすい施設」であるべきですが、「使いやすさ」は地域の実情や社会情勢等の条件により異なります。

また、平成 19 年には「市民が主役のまちづくり」を掲げた「札幌市自治基本条例」が施行されましたが、コミュニティ施設も同条例の精神に則り運営されるべきと考えます。

以上の点から、地域住民が「私たちの施設である」という意識を持ってコミュニティ施設の管理・運営に携わる「住民参画の仕組み」が必要です。

望ましい「住民参画の仕組み」とは、地域住民の立場を活かし管理・運営、企画立案・実施に携わることで、コミュニティ施設における活動をより活発化するような効果を生むものであるべきです。

こうした住民参画の仕組みは、施設管理・運営のサポートだけではなく、地域の新たなまちづくりを支え、市民自治へ発展させていくものにもなります。

また、コミュニティ施設には、公平性や共通性も要求されますが、住民のニーズが多様化し、多彩な市民活動が行われている現在、管理・運営に際しては、思い切った取り組みも柔軟に取り入れ、実施していくべきです。(19 ページ 図 2 参照)

4-1. 住民が自ら運営を担う・関わる仕組み

具体的には、地域住民が任意団体やNPOとして直接、指定管理者となって「住民参画」を図る方法があり、また、指定管理者とは別に住民による委員会等を組織して指定管理者と協働し、運営チームとしてコミュニティ施設の管理・運営にかかわる「住民参画」の方法があると考えます。この住民による委員会の中には必要性に応じて、構成員の技術や興味などに応じて適宜分科会が設けられ、連携・協力しながら活動するイメージです。

例えば、これらを併せて、地域住民が指定管理者となり、利用者の中から生まれた運営チームと相互に協力し合うことで、より「住民参画」の効果が上がることになるのではないのでしょうか。

指定管理者は、住民との協働により、地域ニーズに即した企画の実施と的確な運営改善が可能になります。また、利用料金制度（後述）を導入することで、指定管理者には「利用者増→収入増」というインセンティブが働きますので、協働→運営改善→利用者増という循環がさらに促進されます。



4-2. コミュニティ活動の活性化を生む仕組み

指定管理者と運営チームが、地域ニーズにあった多様な切り口の企画を実施します。地域住民は興味に応じて企画に参加します。3. で述べたように、その参加者の中から、企画運営を手伝ったり、運営チームに参加する住民が出てきたり、そこからさらに、新たな企画が創出されるというような、コミュニティ活動の活性化を生む望ましい循環が生まれます。



4-3. コミュニティ施設における住民参画の事例

こうした住民参画によるコミュニティ施設運営事例には、既に以下のようなものがあります。

事例の中には、施設の管理・運営サポートにとどまらず、施設を核とした地域の新たなまちづくり活動や、さらには活動エリアが区や全市などに広がる動きも出てきています。

前述したように「住民参画の仕組み」には「こうでなければならない」という「型」はありません。また、完成型があるわけでもありません。それぞれの地域や施設の実情に応じて、他の事例も参考にしながら、「育てていく」ことが大切です。

①運営委員会型

住民組織による運営委員会が指定管理者となり、事務局と協働し運営を実施します。

例) 札幌市内の区民センター等 33 館

②企画委員会型

住民が任意団体を設置、企画づくりや運営サポート、地域とのクッション役を務めます。

例) 清田区里塚・美しが丘地区センター未来委員会

③市民NPO型

地域住民がNPO団体を設立し、指定管理者となり、ボランティアと協働して運営管理の全てを担います。

例) 砂川市地域交流センター「ゆう」

